

# 環境衛生課からの お知らせ



吉備庁舎 環境衛生課  
清水行政局 建設環境室  
52-2111

ごみ分別すれば資源

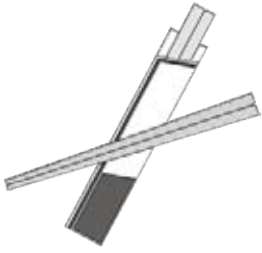
## 木材の分別について

木材は可燃性ですが、有田川町では木材のサイズによって分別方法が異なります。

### ●燃えるごみ

「燃えるごみ」として出せるのは、目安として『割りばし』程度までのサイズとなっています。

もし燃えるごみの中に混入されてしまうと、焼却処分の過程において、長い物はそのごみに引っかかってしまい投入ホッパーの中で詰まってしまうます。また、厚みのある物は未燃状態（表面のみ燃えた状態で「灰」）になっていない）になってしまうなどのトラブルが起こってしまいます。



「燃えるごみ」として出せるサイズの目安

### ●燃えないごみ

「燃えないごみ」として出せるのは、燃えないごみ袋に入る長さで、太さの直径15cmまでのサイズとなっています。

### ●粗大ごみ（環境センター直接搬入）

粗大ごみとして環境センターに出せるのは、長さ150cm、太さの直径15cmまでのサイズとなっています。

### ●排出禁止

長さ150cm、太さの直径15cmを超えるサイズの木材は環境センターで処理できません。このサイズを超えてしまうと、環境センター内の破砕機投入ホッパーに入らなかつたり、破砕機の処理能力を超えてしまうため機械の破損などのトラブルが起こってしまいます。

また、みかんの剪定枝などの農林業を営むうえで排出される木材、業者による建物の解体等で排出される木材なども出すことができません。

これらの木材は専門の処理業者に出してください。  
ごみの分別にご協力をお願いいたします。

## 野焼きは原則禁止です

最近町内で野焼きに関する苦情が多く寄せられています。また野焼きが原因となる火災も発生しています。

野焼きは法律で禁止されています。地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック囲い焼却等いずれの焼却も禁止されています。

剪定柴、稲わらなど農林業を営むためにやむを得ない焼却であっても、近隣から苦情がある場合は認められません。

悪質な野焼き行為は法律により罰せられ5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金または併科に処せられます。



ドラム缶



野焼き



一斗缶



ブロック積み

先月の回覧でお知らせしましたように、年末・年始は環境センターおよびプラスチック収集場が休業します。これに伴いゴミ収集日に変更があります。  
今一度ご確認していただき、お間違いの無いようお願いいたします。

## 尾岩坂ごみ処分場からの お知らせ

平成26年度より尾岩坂ごみ処分場の取扱日及び時間の変更されています。お間違いの無いようお願いいたします。

### ●取扱日

毎週水曜日から日曜日

※月・火曜日、12月29日（月）から翌年の1月4日（日）までは休みです

### ●取扱時間

午前8時30分から午後5時

## 年末年始のごみ収集 について